

水産関係地方公共団体交付金等交付要綱

平成22年3月26日 21水港第2632号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成25年5月16日 24水港第3406号

(通則)

第1 水産関係地方公共団体交付金等（以下「交付金等」という。）の交付については、漁業法（昭和24年法律第267号）、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「助成法」という。）、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「助成法施行令」という。）、漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について昭和47年度分の補助金から機関に委任した件（昭和47年6月13日農林省告示第866号）及び「林業普及指導事業及び水産業改良普及事業に従事する職員に対する農林漁業普及指導手当の支給について」（昭和39年8月31日付け39林野晋第351号農林事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 農林水産大臣は（以下「大臣」という。）は、都道府県又は市町村が実施要領に基づいて行う事業（以下「交付金等事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金等を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率等は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表の区分の欄に掲げるⅠからⅧまでの交付金等については、それぞれ相互に流用してはならない。

2 別表の区分の欄のⅠの経費の欄に掲げる漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会との運営に要する経費に係る交付金については、相互に流用してはならない。

3 別表の区分の欄のⅣの経費の欄に掲げる1の(3)、2の(3)及び3の(3)以外の経費を1の(3)、2の(3)及び3の(3)に流用してはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、申請書は、大臣（沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に正副2部提出するものとする。

2 都道府県又は市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率又は補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県又は市町村に交付金等交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 都道府県又は市町村は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 都道府県又は市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

(2) 交付金等事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付金等事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表の区分の欄に掲げるⅡの補助金において、助成法第3条第1項の経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金の貸付けの事業に必要な資金の造成に要する経費の相互間における経費の30%を超える増減

(2) 別表の区分の欄に掲げるⅢの交付金において、水産業普及指導員の設置数の10%を超える減

ただし、水産業普及指導員の12カ月未満の設置の取扱いについては、次のいずれかに該当するときは、当該年度に1名設置されたものとみなす

ア 当該年度において1人の水産業普及指導員の在職期間が延べ6カ月以上に達する場合

イ 当該年度において2人以上の水産業普及指導員の在職期間が延べ6カ月以上に達する場合

(3) 別表の区分の欄に掲げるⅣ及びⅤの交付金において、別記様式第1号第2の事業内容における成果目標の新設、変更及び廃止。ただし、当該年度における交付額の変更を伴わない場合であって、実施要領第2の1の(11)に基づく事業計画の変更の承認を受けた場合を除く

(4) 別表の区分の欄に掲げるⅣの交付金において、別記様式第1号第2の事業内容における事業の実施地区又は事業実施主体の変更

(5) 別記様式第1号第2の事業内容における附帯事業費の新設又は廃止

(6) 別表の区分に掲げるⅤの交付金において、交付金要望額の交付率ごとの合計を増額する場合

(7) 別表の区分の欄に掲げるⅥの交付金において、一般離島(実施要領第2の2の(3)のイに規定する離島)に対する交付額と特認離島(実施要領第2の2の(3)のイに規定する離島)に対する交付額の相互間における経費の30%を超える増減

(8) 別表の区分の欄に掲げるⅦの交付金において、経費の内容の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互の流用、(1)のイ及びウの経費の相互間における30%を超える増減又は事業内容の追加若しくは削除

(9) 別表の区分の欄に掲げるⅧの補助金において、交付額の増額を伴う事業内容の変更

(事業遅延の届出)

第10 都道府県又は市町村は、交付金等事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金等事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金等事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金等事業の遂行が困難となった理由及び交付金等の事業遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 適正化法第12条の規定に基づく沿岸漁業改善資金造成費補助金(以下「基金」と

いう。)を除く事業(以下「交付金事業」という。)の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の9月末日現在において別記様式第3号により遂行状況報告書正副2部を作成し、10月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、水産庁長官(沖縄県内にあつては、沖縄総合事務局長)が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県又は市町村に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

(基金の支払)

第12 都道府県は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第4号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13 都道府県又は市町村は、交付金事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、別記様式第5-1号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県は、基金の造成が完了したときは、その日から、10日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5-2号による基金造成完了報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 3 第4の2のただし書により交付の申請をした都道府県又は市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって第4の2のただし書に該当した各事業主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4の2のただし書により交付の申請をした都道府県又は市町村は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金等の額の確定等)

第14 大臣は、第13第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金等事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金等の額を確定し、都道府県又は市町村に通知する。

- 2 大臣は、都道府県又は市町村に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第15 大臣は、第8の交付金等事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県又は市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県又は市町村が、交付金等を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県又は市町村が、交付金等事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を付して当該交付金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

（特許権等）

- 第16 都道府県又は市町村は、交付金等の事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第7号の特許権等出願届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県又は市町村は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第8号の特許権等取得届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、1の規定により取得した特許権等の利用又は処分については、大臣の指示に従わなければならない。

（財産の管理等）

- 第17 都道府県又は市町村は、交付対象経費（交付金等事業を他の団体に実施させた場合

における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金等事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金等交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 都道府県又は市町村は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金等の経理)

第19 都道府県又は市町村は、交付金等事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金等事業の収入及び支出を記載し、交付金等の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県又は市町村は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金等事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金等調書)

第20 都道府県又は市町村は、当該交付金等事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第10号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第21 都道府県又は市町村は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第4から第20まで(第12及び第13第2項を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

別表（第2、3、9の関係）

区 分	経 費	交付率又は補助率
I 漁業調整委員会 等交付金	1 漁業調整委員会費 2 内水面漁場管理委員会費	定額 定額
II 沿岸漁業改善資 金造成費補助金	都道府県が行う助成法第3条第1項の経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの事業に必要な資金の造成に要する経費	2 / 3 以内
III 水産業改良普及 事業交付金	1 普及指導員設置費 都道府県が行う水産業普及指導員の設置に要する経費 2 普及活動費 都道府県が設置した水産業普及指導員が行う普及活動に要する経費 3 普及指導員室運営費 都道府県が行う巡回指導施設、普及活動機材等の設置等、水産業普及指導員室の運営に要する経費 4 普及指導員研修費 水産業普及指導員の研修に要する経費	定額 定額 定額 定額
IV 水産業強化対策 整備交付金 (漁港防災対策支 援事業を除く。)	1 資源増養殖目標 (1) 事業費 ア 実施要領別表1（第2の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費（附帯事業費を除く。） イ 地域提案事業 都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業に要する経費 (2) 附帯事務費 都道府県が（1）の事業（実施要領別表1（第2の関係）のメニューの欄の1に掲げる事業を除く。）の実施の指導等に要する経費 (3) 附帯事業費	実施要領別表1（第2の関係）の交付率の欄に掲げる交付率 水産庁長官が適切と認めた交付率 定額（1 / 2 以内） 定額（1 / 2 以内）

施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費

2 経営構造改善目標

(1) 事業費

ア 実施要領別表1（第2の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費（附带事業費を除く。）

実施要領別表1（第2の関係）の交付率の欄に掲げる交付率

イ 地域提案事業

都道府県知事又は市町村長が成果目標を達成するために、当該都道府県又は市町村下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業に要する経費

水産庁長官が適切と認めた交付率

(2) 附带事務費

定額（1/2以内）

ア 都道府県附带事務費

都道府県が行う（1）の事業の実施の指導等に要する次の経費

（ア）漁業経営構造改善指導職員設置に要する経費

（イ）事業実施指導に要する経費

（ウ）事業推進協議会に要する経費

イ 市町村附带事務費

市町村が行う（1）の事業の実施の指導等に要する経費

(3) 附带事業費

定額（1/2以内）

施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費

3 漁港機能高度化目標

(1) 事業費

ア 実施要領別表1（第2の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費（附带事業費を除く。）

実施要領別表1（第2の関係）の交付率の欄に掲げる交付率

イ 地域提案事業

都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業に要する経費

水産庁長官が適切と認めた交付率

(2) 附带事務費

定額（1/2以内）

ア 都道府県附带事務費

都道府県が行う（1）の事業の実施の指導等に要する経費

	<p>イ 市町村附帯事務費</p> <p>市町村が行う（１）の事業の実施の指導等に要する経費</p> <p>（３）附帯事業費</p> <p>施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に必要な経費</p>	<p>定額（１／２以内）</p>
<p>V 水産業強化対策 推進交付金 （漁港防災対策支援事業を除く。）</p>	<p>1 資源管理目標</p> <p>（１）実施要領別表１（第２の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費</p> <p>（２）地域提案事業</p> <p>都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業に要する経費</p> <p>2 資源増養殖目標</p> <p>（１）実施要領別表１（第２の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費</p> <p>（２）地域提案事業</p> <p>都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業に要する経費</p>	<p>実施要領別表１（第２の関係）の交付率の欄に掲げる交付率</p> <p>水産庁長官が適切と認めた交付率</p> <p>実施要領別表１（第２の関係）の交付率の欄に掲げる交付率</p> <p>水産庁長官が適切と認めた交付率</p>
<p>VI 離島漁業再生支援交付金</p>	<p>実施要領第２の２の（５）のエにより市町村が集落協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市長村に対し交付金を交付するのに要する経費</p>	<p>定額</p>
<p>VII 離島漁業再生支援推進交付金</p>	<p>（１）都道府県推進事業費</p> <p>都道府県が実施要領第２の３の（２）のアの規定に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 推進指導事務に要する経費</p> <p>イ 審査等事務に要する経費</p> <p>ウ その他推進事業の実施に要する経費</p> <p>（２）市町村推進事業費</p> <p>市町村が実施要領第２の３の（２）のイの規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

	交付金を交付するのに要する経費	
Ⅷ 漁港防災対策支援事業	事業費 実施要領別表 1（第 2 の関係）のメニューの欄に掲げる事業に要する経費	実施要領別表 1（第 2 の関係）の交付率の欄に掲げる交付率

(注) 広域施設整備については、経営構造改善目標に準ずる。

平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印
(〇〇市町村長)

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の規定に基づき、交付金等〇〇円の交付を申請する。

（なお、水産業強化対策事業の〇〇目標の事業及び漁港防災対策支援事業については、別紙のとおり交付対象物件を担保に供することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により併せて申請する。）
（注）本文括弧書きは、事業を行うにあたり、対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資（漁業近代化資金等）及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受ける場合に記載すること。この場合において、当該融資等の内容（金融機関名、制度融資名、融資金額、償還年数、その他必要な事項）を本様式第6に規定する別紙内訳書に記載し、添付すること。

(単位：円)

区 分	交 付 金 等	備 考
漁業調整委員会等交付金		
沿岸漁業改善資金造成費補助金		
水産業改良普及事業交付金		
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策事業費		
漁港防災対策支援事業費		
水産業強化対策推進交付金		
水産業強化対策事業費		
漁港防災対策支援事業費		
離島漁業再生支援交付金		
離島漁業再生支援推進交付金		
合 計		

記

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び計画

I 漁業調整委員会等交付金

区 分	内 容
1 漁業調整委員会	
2 内水面漁場管理委員会	

(注) 委員会等の主な協議内容等につき、明記すること。

II 沿岸漁業改善資金造成費補助金

1 沿岸漁業改善資金造成費補助事業計画

(1) 沿岸漁業改善資金貸付計画総額

(単位：円)

区分	貸付計画 A	繰越金 償還金			業務勘定からの繰入額 C	他資金からの繰入額 D	他資金への繰出額 E	新規所要資金 F = A - (B + C + D - E)	内 訳		備考
		繰越金	償還金	計 B					国庫補助金	都道府県負担額	
経営等改善資金											
生活改善資金											
青年漁業者等養成確保資金											
計											

III 水産業改良普及事業交付金

(1) 水産業普及指導員の設置計画

	職員数	備考
水産業普及指導員	人	

(2) 普及活動計画

区分	普及活動延べ日数	主な内容	備考
水産業普及指導員	日		

(3) 普及指導員室運営計画

品名	規格	員数	設置場所	備考
四輪駆動車 (ライトバン)				
小計				
普及活動機材名 ○○○○ ○○○○				

(4) 普及指導員研修計画

研修会名	人数	実施場所	研修実施日数	主な研修課題	備考
	人		日		
計					

IV 水産業強化対策事業費（水産業強化対策整備交付金及び水産業強化対策推進交付金をいう。以下同じ。）

(注) 水産業強化対策整備交付金(ハード) 事業及び水産業強化対策推進交付金(ソフト) 事業毎に、実施要領第2の1の(8)で規定する別記様式第1号別表の水産業強化対策事業計画の(2)及び(3)の様式(ただし、交付率、事業費、交付金要望額及び実施期間の欄は除く。)で記載すること。

(単位:円)

区分	交付金	備考
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策推進交付金		
合計		

V 離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金

1 離島漁業再生支援交付金

離島漁業再生支援交付金事業計画

(単位:円)

離島漁業再生支援交付金	集落協定数①	参加漁業世帯数②	交付額③ (一般離島②×68,000円) (特認離島②×68,000円×2/3)
一般離島			
特認離島			
合計			

2 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県推進事業計画

区分	内容			備考
1 推進事務				
(1) 市町村説明会開催	(開催時期) 月	(開催回数) 回	(参加人数) 人	
(2) 推進手引き作成	(作成部数) 部			
2 審査事務				

促進計画の策定指導	(指導時期) 月	(指導市町村数) 市町村	
3 その他の推進事業			
(1) 現地指導	(指導回数) 回	(指導目的)	(指導市町村数) 市町村
(2) 現地調査	(調査回数) 回	(調査目的)	(調査市町村数) 市町村

VI 漁港防災対策支援事業費

1 施設整備事業費

(単位：円)

区 分	交 付 金	備 考
施設整備事業費		
合 計		

(注) 実施要領第2の5の(6)で規定する別記様式第7号別表の漁港防災対策支援事業計画の3の様式で記載すること。

2 防災対策推進事業費

区 分	主な事業内容	実施時期	備 考
防災対策推進事業費			
合 計			

第3 経費の配分及び負担区分

I 漁業調整委員会等交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 漁業調整委員会費				
2 内水面漁場管理委員会費				
合 計				

II 沿岸漁業改善資金造成費補助金

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	

(1) 定額分								
(2) 定額(1/2以内)分								
合計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

別紙(Ⅰの2の(7)の関係。)

特定施設に係る交付率

1. 今回の建築面積: ○○㎡
2. 交付率: △△(下表に基づく交付率を記載。)
3. 計算式: ※計算式については建築面積が300㎡以下の場合を除く。

建築する面積	交 付 率
300㎡以下	1/2
301㎡以上 1,000㎡以下	$\frac{300 \times 1/2 + (\text{建築する面積} - 300) \times 1/3}{\text{建築する面積}}$
1,001㎡以上	$\frac{300 \times 1/2 + 700 \times 1/3}{\text{建築する面積}}$

(注) 1. 建築する面積は、延べ床面積で整数とし、小数点第1位を四捨五入するものとする。

2. 交付率は、小数点第4位を四捨五入するものとする。

3. 別紙様式第4号(実績報告書)第3経費の配分及び負担区分の別紙についても、この別紙の様式による。

この場合、実績報告書第3経費の配分及び負担区分の(4)は欄はオと記載すること。

V 離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金

(単位: 円)

区 分	交付金事業に要する経費 (A+B)	負 担 区 分			備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
1 離島漁業再生支援交付金 (1) 一般離島 (2) 特認離島					
2 離島漁業再生支援推進交付金 (1) 都道府県推進事業					

① 推進指導事務費					
② 審査事務費					
③ その他推進事業費					
(2) 市町村推進事業					
合 計					

VI 漁港防災対策支援事業費

(単位：円)

区 分	事業費 (E) (A+B+C +D)	交付金事業 に要する 経費 (A+B)	国庫 交付率 (A)/(E) %	負 担 区 分				備 考
				国庫 交 付 金 (A)	都 道 府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
1 施設整備事業費								
(1) 定額 (2/3以内) 分								
(2) 定額 (5.5/10以 内) 分								
(3) 定額 (1/2以内) 分								
2 防災対策推進事業 費								
定額 (1/2以内) 分								
合 計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

第4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

第5 収支予算

I 漁業調整委員会等交付金

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 漁業調整委員会費 交付金					

都道府県費					
2 内水面漁場管理委員会費					
交付金					
都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 漁業調整委員会費					
2 内水面漁場管理委員会費					
合 計					

II 沿岸漁業改善資金造成費補助金

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫補助金					
(目) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(目細) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
(目) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(目細) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(1) 経営等改善資金					
(2) 生活改善資金					
(3) 青年漁業者等養成 確保資金					
合 計					

※沿岸漁業改善資金貸付事業に係る都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程及び前年度末における都道府県沿岸漁業改善資金特別会計の財務諸表（決算が確定していない場合には予定財務諸表）を添付するものとする。

Ⅲ 水産業改良普及事業交付金

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
交付金 都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 普及指導員設置費					
2 普及活動費					
(1) 旅費					
(2) ○○費					
3 普及指導員室運営費					
(1) 四輪自動車設置費					
(2) 普及活動機材費					
(3) ○○費					
4 普及指導員研修費					
合 計					

Ⅳ 水産業強化対策事業費

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 交付金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 水産業強化対策整備交付金					
2 水産業強化対策推進交付金					
合 計					

Ⅴ 離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備 考

			増	減	
1. 離島漁業再生支援交付金					
(1) 一般離島					
(2) 特認離島					
2. 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 離島漁業再生支援推進交付金					
(2) 都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 離島漁業再生支援交付金					
(1) 一般離島					
(2) 特認離島					
2. 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 都道府県推進事業					
① 推進指導事務費					
② 審査事務費					
③ その他推進事業費					
(2) 市町村推進事業					
合 計					

VI 漁港防災対策支援事業費

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 施設整備事業費					
(1) 国庫補助金					
(2) そ の 他					
2 防災対策推進事業費					
(1) 国庫補助金					
(2) その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 施設整備事業費					

2 防災対策推進事業費					
合 計					

第6 水産業強化対策事業費及び漁港防災対策支援事業費の添付書類
都道府県又は市町村の補助金等の交付に関する規程又は要綱

別紙

事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資（漁業近代化資金等）及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受けるために対象物件を担保に供する場合の内訳書

1. 交付金等名
2. 目標名
3. 担保施設の概要
 - (1) 名称（施設名）
 - (2) 施設の規模概要
 - (3) 所在地（設置場所）
 - (4) 総事業費と負担区分
4. 借入れの概要
 - (1) 金融機関名
 - (2) 制度融資名
 - (3) 融資金額
 - (4) 償還年数
 - (5) 債務保証
5. その他参考となる事項

平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

（〇〇市町村長）

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26付21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

3 交付金等の額が増額する場合は、件名の「平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更等承認申請書」を「平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱第8の規定に基づき申請する。併せて、〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

（〇〇市町村長）

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあつた水産関係地方公共団体交付金等事業について、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第11第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. 漁業調整委員会等交付金

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年9月末日までに 完了したもの		〇年10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 漁業調整委員会	円	円	%	円		
2 内水面漁場管理委員会						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2. 水産業改良普及事業交付金

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年9月末日までに 完了したもの		〇年10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 普及指導員設置費	円	円	%	円		
2 普及活動費						
3 普及指導員室運営費						
4 普及指導員研修費						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

		(A)	(B)	(A)	(A) - (B)
		円	円	%	円
1	施設整備事業費				
2	防災対策推進事業費				

(注) 施設整備事業は設計単位ごと、防災対策強化事業は取組みの内容ごとに記載すること。施設整備事業の(A)欄については、入札等の結果を反映させること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度 沿岸漁業改善資金造成費補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた沿岸漁業改善資金造成費補助金について、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

沿岸漁業改善資金造成費補助金 金 円

平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官 水産庁長官 殿

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

※

都道府県知事 氏 名 印

（〇〇市町村長）

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあつた水産関係地方公共団体交付金等事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として交付金等〇〇円の交付を請求する。）※

添付書類として、各事業費の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。

なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※については、交付金の交付を請求する場合に記載すること。

（単位：円）

区 分	精 算 額	備 考
漁業調整委員会等交付金		
水産業改良普及事業交付金		
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策事業費		
漁港防災対策支援事業費		
水産業強化対策推進交付金		
水産業強化対策事業費		
漁港防災対策支援事業費		
離島漁業再生支援交付金		
離島漁業再生支援推進交付金		
合 計		

地区名	主体	箇所又は設置場	ユ ー ー の 内 容	工 年 月 日	ゆ ん 工 年 月 日	費 (A+B +C+D)	事 業 に 要 (A+B)	経 費 (A)	庫 交 付 金 (B)	道 府 県 費 (C)	町 村 費 (D)	の 他 (D)	率
						円	円	円	円	円	円	円	
地 小 区 計 事 業 費													
地 小 区 計 事 業 費													
都 事 道 務 府 費 県 計 付 帯													
合 計													

(注) 1 該当する事業の欄のみ作成すること。

2 事業費の欄は、交付対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫交付金に対応する事業費を記載すること。

3 事業区分、事業費及び事務費別に小計を記載すること。

4 備考欄には、事業区分ごと、実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

(イ) 機械器具購入明細

品名	規格	数量	単価	金額	用途	購入年月日	購入先	耐用年数	備考
			円	円					
合 計									

(注) 1 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具のみ記載する。

--	--	--	--	--

d 附帯事業の実績

実施時期	実施主体	目的	内容	関連する施設の内容				備考
				メニュー	施設名	整備年度	実施主体	

(注1) 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること

(注2) 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること

(3) 漁港機能高度化目標

ア 漁港漁場の高度利用のための整備（イ付加価値創造型漁業地域づくりのための整備も同様に作成すること。）

(ア) 事業実績

実施地区名	実施主体	所在市町村	事業の内容	事業量	工期		事業費 (A+B+C+D)	交 付 事 業 経 費 (A+B)	負担区分				交 付 率	備 考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)		
地区計							円	円	円	円	円	円		
市町村事務費計														
都道府県事務費計														
計														

注) 1 事業種目が2以上の設計単位となる場合、それぞれ区分し、地区ごとの合計を記すこと。

2 また、同一実施主体に係る1設計単位が2以上の事業種目にわたる場合は、事業種目(複数)を括弧で囲むこと。

(イ) 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○○○				

(ウ) 都道府県附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 〇〇〇				

(エ) 附帯事業の実績

実施時期	実施主体	目 的	内 容	関連する施設の内容				備考
				メニュー	施設名	整備年度	実施主体	

(注1) 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること

(注2) 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること

2. 水産業強化対策推進交付金

(1) 資源管理目標

ア 水面利用調整の推進実績

(ア) 資源利用調整推進事業実績

a 海面事業実績

(a) 漁場利用等実態調査実績

目 的	調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備 考

(b) 関係者意向調査実績

調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備 考

(c) 漁場利用調整等開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備 考

*会議の内容の欄には、その検討事項を記載すること。

b 内水面事業実績

(a) 関係者意向調査実績

調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備 考

(b) 漁場利用調整・指導等開催実績

会議の内容	出席者数	開催時期	開催場所	備 考

*会議の内容の欄には、その検討事項を記載すること。

(イ) 国際漁場隣接地域管理事業実績

a 水域監視事業実績

(a) 北方四島周辺水域監視船運航実績

監視海域	実施期間	船名及び総トン数	実施状況	備考

(b) 北方四島周辺水域監視体制整備実績

地域名	監視海域	監視時間	実施期間	実施状況	備考

b 適正操業指導事業実績

(a) 適正操業指導実績

(a) 操業情報調査実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

(b) 指導会議等の開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備考

(b) 安全操業指導実績

(a) 操業情報調査実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

(b) 指導会議等の開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備考

(2) 資源増養殖目標

ア 錦鯉生産地の震災復旧支援

(ア) 飼育状況等指導調査事業実績

事業実施地域	実施主体	事業の内容、規模等	実施時期	備考

(イ) 生産設備等緊急対策事業実績

事業実施地域	実施主体	事業の内容、規模等	実施時期	備考

(ウ) 生産体制再構築等推進事業実績

事業実施地域	実施主体	事業の内容、規模等	実施時期	備考

イ 適正養殖規範（GAP）の普及推進

(ア) 適正養殖規範（GAP）の策定実績

事業実施地域	実施主体	事業の内容、規模等	実施時期	備考

(イ) 適正養殖規範（GAP）の普及実績

事業実施地域	実施主体	事業の内容、規模等	実施時期	備考

		所						円	円	円	円	円	円	
〇〇地区	〇〇	漁協												
附帯事務費														
地区事業費														
小計														
附帯事務費計														
合計	-	-	-	-	-	-							-	

(注) 1 事業費の欄は、補助対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫補助金に対応する事業費を記載すること。

2 地区事業費小計は、実施地区を単位として策定する事業計画毎の小計とする。

3 備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

(2) 防災対策推進事業費

区分	主な事業内容	実施時期	備考
防災対策推進事業			

第3. 経費の配分及び負担区分

I. 漁業調整委員会等交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 漁業調整委員会費				
2 内水面漁場管理委員会費				
合 計				

II. 水産業改良普及事業交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 普及指導員設置費				
2 普及活動費				
3 普及指導員室運営費				
4 普及指導員研修費				
合 計				

エ ア、イ、ウ以外(別紙)分								
(2) 水産物流通機能の強化								
ア 定額(1/2以内)分								
イ 定額(4/10以内)分								
ウ 定額(1/3以内)分								
エ 定額(2/3以内)分								
オ ア、イ、ウ、エ以外(別紙)分								
(3) 労働環境の改善								
ア 定額(2/3以内)分								
イ 定額(1/2以内)分								
(4) 燃油高騰対策の強化								
ア 定額(1/2以内)分								
イ 定額(2/3以内)分								
(5) ノリ養殖業の構造調整・競争力強化								
ア 定額(1/2以内)分								
(6) 漁業演習船の整備								
ア 定額(1/2以内)分								
イ 定額(2/3以内)分								
(7) 地域提案事業								
(8) 附帯事業								

定額（1／2以内）分								
3 漁港機能高度化目標								
(1) 漁港漁場の高度利用の ための整備								
ア 定額（2／3以内）分								
イ 定額（1／2以内）分								
ウ 定額（1／2又は35 万円 のいずれか少な い額）分								
(2) 付加価値創造型漁業 地域づくりのための 整備								
ア 定額（2／3以内）分								
イ 定額（5.5／10以内） 分								
ウ 定額（1／2以内）分								
(3) 地域提案事業								
(4) 附帯事業 定額（1／2以内）分								
II 水産業強化対策推進 交付金								
1 資源管理目標								
(1) 水面利用調整の推進								
ア 定額分								
イ 定額（1／2以内）分								
(2) 地域提案事業								

2 資源増養殖目標								
(1) 錦鯉生産地の震災復旧支援								
ア 定額分								
イ 定額(1/2以内)分								
(2) 適正養殖規範(GAP)の普及推進								
ア 定額(1/2以内)分								
合 計								

(注) 1. 離島及び沖縄県において、区分欄の交付率が異なる場合は、適切な交付率に変更すること。

2. 地域提案事業の区分欄には、水産庁長官が適切と認めた交付率を括弧で記入すること。また、同一目標に複数の交付率がある場合は、交付率ごとに欄を設けること。

3. 備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

IV. 離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分			備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
1 離島漁業再生支援交付金 (1) 一般離島 (2) 特認離島					
2 離島漁業再生支援推進交付金 (1) 都道府県推進事業 ① 推進指導事務費 ② 審査事務費 ③ その他推進事業費 (2) 市町村推進事業					
合 計					

V. 漁港防災対策支援事業費

(単位：円)

区 分	事 業 費 (E) (A+B+C+D)	交付金事業 に要した 経費 (A+B)	国 庫 交付率 (A)/(E) %	負 担 区 分				備 考
				国 庫 交 付 金 (A)	都 道 府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
1 施設整備事業費								
(1) 定額(2/3以内)分								
(2) 定額(5.5/10以内)分								
(3) 定額(1/2以内)分								
2 防災対策推進事業費								
定額(1/2以内)分								
合 計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

第4. 事業の完了年月日 平成 年 月 日

第5. 収支精算

I. 漁業調整委員会等交付金

1. 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 漁業調整委員会費 交付金 都道府県費					
2 内水面漁場管理委員会費 交付金 都道府県費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 漁業調整委員会費					
2 内水面漁場管理委員会費					
合 計					

(注) 備考欄には、積算内訳を記入のこと。

2. 事業の内容

種 類	内 容
1. 漁業調整委員会	海区数 海区
(1) 海区漁業調整委員会	委員数 人 (別表 (1) のとおり) 委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり) 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回 計 公聴会 回 その他 回
(2) 連合海区漁業調整委員会	委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり) 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回 計 公聴会 回 その他 回
2. 内水面漁場管理委員会	委員数 人 (別表 (1) のとおり) 委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり) 委員会 回 公聴会 回 その他 回 計 回

別表（１）

委員（又は専門委員）名簿

氏 名	職 業	年 令	区 分	備 考

（注）１．海区、連合海区及び内水面別にそれぞれ記入すること。

２．区分には

（１）海区－公益代表、学識経験者、漁民代表の別

（２）内水面－学識経験者、漁業者代表、採捕者代表の別
を記入すること。

３．専門委員については、備考欄に専を記入すること。

別表（２）

委員会等開催一覧表

委員会名	会議名	開催年月日	開催場所	付議事項及び その概要	議決事項	委員出席数	備考

（注）１．会議名の欄には、委員会、公聴会、その他の別を記入すること。

２．海区、連合海区及び内水面別に、それぞれ記入すること。

Ⅱ．水産業改良普及事業交付金

１ 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
交付金					
都道府県費					
合 計					

２ 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額	備 考

			増	減	
1 普及指導員設置費					
2 普及活動費					
(1) 旅費					
(2) ○○費					
3 普及指導員室運営費					
(1) 四輪自動車設置費					
(2) 普及活動機材費					
(3) ○○費					
4 普及指導員研修費					
合 計					

Ⅲ. 水産業強化対策事業費

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 交付金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 水産業強化対策整備交付金					
2 水産業強化対策推進交付金					
合 計					

Ⅳ. 離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 離島漁業再生支援交付金					
(1) 一般離島					
(2) 特認離島					
2. 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 離島漁業再生支援推進 交付金					
(2) 都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 離島漁業再生支援交付金 (1) 一般離島 (2) 特認離島					
2. 離島漁業再生支援推進交付金 (1) 都道府県推進事業 ① 推進指導事務費 ② 審査事務費 ③ その他推進事業費 (2) 市町村推進事業					
合 計					

V. 漁港防災対策支援事業費

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 施設整備事業費 (1) 国庫補助金 (2) そ の 他					
2 防災対策推進事業費 (1) 国庫補助金 (2) そ の 他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1 施設整備事業費					
2 防災対策推進事業費					
合 計					

平成〇〇年度 沿岸漁業改善資金造成費補助金資金造成完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた沿岸漁業改善資金造成費補助金事業において、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21港第2632号農林水産事務次官依命通知）第13第2項の規定に基づき、その実績を報告する。

1. 事業の内容

2. 経費の配分及び負担配分

(単位：円)

区 分	助事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	
(目) 沿岸漁業改善資金造成費補助金				
(目細) 沿岸漁業改善資金造成費補助金				
(1) 経営等改善資金				
(2) 生活改善資金				
(3) 青年漁業者等養成確保資金				
合 計				

3. 基金造成の収支決算

(1) 収入

(単位：円)

区分	年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
国庫補助金					
(目) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(目細) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
都道府県費					
合 計					

(2) 支出

(単位：円)

区分	年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
(目) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(目細) 沿岸漁業改善資金造成費 補助金					
(1) 経営等改善資金					
(2) 生活改善資金					
(3) 青年漁業者等養成 確保資金					
合 計					

平成〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印
(〇〇市町村長)

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定通知のあつた水産関係地方公共団体交付金等について、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 〇〇〇〇円
(平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)

2. 交付金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 〇〇〇〇円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 〇〇〇〇円

4. 交付金等返還相当額（3-2） 金 〇〇〇〇円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付等事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の取受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・交付等事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付等事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、交付等事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の取受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付等事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の取受印等のあるもの）
・交付等事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特許権等出願届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印
(○○市町村長)

平成○○年○月○○日 ○水○第○○○号（注）
開発課題

特 許

上記の交付金等事業に関して、下記のとおり 実用新案 を出願しますので、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱
意 匠

(平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知) 第16第1項により届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実用の新案登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

(注) は、交付決定通知の番号を記載すること。

特許権等取得届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印
(○○市町村長)

平成○○年○月○○日 ○水○第○○○号(注)
開発課題

特 許

上記の交付金等事業に関して、下記のとおり 実用新案 を取得しましたので、水産関係地方公共団体交付金等交付要
意 匠

網（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第16第2項の規定により届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用の新案登録出願人	考案者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

(注) は、交付決定通知の番号を記載すること。

（水産業強化対策事業費の場合）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		平成	年度	水産業強化対策事業費の政策内容名											
地区																	
メ ニ ュ ー	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
	メ ニ ー の 内 容	事 業 実 施 主 体	工種、 構造 施設 区分	施行 箇所 又は 設置 場所	事 業 量	着 工 年 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
									国 庫 交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
	小計																
	小計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(漁港防災対策支援事業費の場合)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		平成 年度		漁港防災対策支援事業費										
地区																
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
交付 対象 施設 の種 類	事業 実施 主体	工種、 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事 業 量	着 工 年 月 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
								国 庫 交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
小計		/	/	/	/	/						/	/	/	/	
小計		/	/	/	/	/						/	/	/	/	
合計		/	/	/	/	/						/	/	/	/	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 等※1 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
交付金等 事業名 ※1	交付決 定の額	交付率 等	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金等 相当額	支出 済額	うち国庫 交付金等 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金等 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金等事業名※1」欄には、交付金等事業の名称のほか、当該交付金等事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金等事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金等事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金等事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金等額を内書（ ）すること。